

令和4年8月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和4年8月9日（火）午前9時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室

3 出席 教育長（廣田隆延）

教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，笠井智佳，松嶋康博）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課副参事兼教職員グループリーダー（米村健），学校教育課副参事兼学事保健グループリーダー（服部さゆり），教育指導課副参事兼指導グループリーダー（松浦洋幸），教育指導課副参事兼研究グループリーダー（伊藤佳代子），教育支援課長（津田由美子），参事兼地域協働課長（江藤大輔），書記（木葉健介），書記（佐々木良）

5 議事

- （1）生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について（教育指導課）
- （2）鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について（教育総務課）
- （3）鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について（教育総務課）
- （4）工事請負契約の締結について（天名地区公共施設一体整備外構工事）
（地域協働課）

6 報告事項

- （1）令和4年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について（教育指導課）
- （2）令和5年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について
（教育指導課）
- （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）

7 その他

- （1）令和4年9月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）

8 傍聴人 1名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和4年8月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は，下古谷委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。請願第3号「生徒に強制入部を行わないことの確認を求

める請願について」の審議を行います。本案件につきましては、6月定例会に引き続き、継続審議となっておりましたが、本日も審議を行うことといたします。先立ちまして、事務局に補足説明を求めます。事務局、よろしくお願いいたします。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) それでは、部活動に関する請願について、継続審議となった理由を説明させていただきます。1つ目は、7月12日の定例会の時点で、国の部活動に係る提言が運動部活動のみであり、文化部活動の提言は8月上旬に延期されたためです。2つ目は、本市での部活動のあり方検討会議が7月28日に予定しており、7月12日時点では、まだ開催されておりました。以上の理由により継続審議となっておりました。

なお、国の文化部活動の提言につきましては、7月25日に第6回の会議が行われましたが、提言の案がホームページに掲載されており、内容は運動部活動とも大きく変わることはなく、同様であることがわかりました。

本市の各中学校における部活動の参加の状況につきましては、任意入部としている中学校は3校であるものの、任意ではない中学校においてもそれぞれの生徒の実態等を考慮して入部の可否を判断しております。また、校長の代表も遅くとも次年度からは残りの中学校も任意とする方向で現在調整をしているとのことでした。学校で任意とする時期はそれぞれ異なりますが、次年度から任意とすることは決まっております。

本市の第1回部活動のあり方意見交換会につきましては、7月28日(木)に行われました。教育委員会事務局、文化スポーツ部、スポーツ協会、中学校の校長代表者等が参加し、部活動の地域移行に向けての情報交換会を行いました。今後の部活動に対する捉え方も参加者によって異なっていること、国からのガイドライン等もこれからということで、今後の部活動のあり方について、今後、様々な検討を行っていく必要があることが確認されました。

(教育長) この前の審議からいろんなことが行われたということでございますが、何か御質問、御意見ございましたらお伺いしたいと思います。

(山中委員) 任意ということで、来年度は運動系、文化系等についても全市的に、大体、任意でいくということがほぼ決まっているという説明でよろしいですか。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) ただ今、国の提言を受けまして部活動のあり方検討意見交換会の方でも協議をしておりますが、目途としましては、来年度は全て任意ということで進めたいと思っております。

(下古谷委員) 今、確か任意というのは3校とおっしゃったかと思いますが、資料の方だと2校となっているので確認をさせていただきたい。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) 任意の学校につきましては、神戸中学校、天栄中学校、鈴峰中学校の3校となっております。

(下古谷委員) 3校でよかったということですね。もう1点よろしいでしょうか。私の記憶が定かではないのですが、確か1年ぐらい前になるかと思うのですが、文部科学省か何か校則で、「ちょっとこういうのおかしくないですか」というのを生徒、学生に確認をしてくださいたいような通達が、6月だったか、来ていたと思います。そのときに、例えば、中学校だと生徒会というものもあるかと思うので、そういうところで何かクラブ活動について御意見は特にはなかったのでしょうか。把握していなければ結構です。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) 申し訳ありません。今、手元の資料におきましても把握ができておりません。

(教育長) 校則等を調査しておりますが、部活動については行っていないと思います。

(笠井委員) 私も同じような質問で申し訳ないのですが、資料4ページの鈴鹿市教育委員会の(4)任意が元々3校で、それ以外のところが(1)(2)(3)とありまして、この(1)(2)(3)も全て次年度は任意の方向になっていくという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) はい。来年度に関しまして、全て任意になっていくという理解でございます。

(山中委員) 意見ですが、来年度、状況が全校に変わっていくとするならば、今、7月、8月で、これから2学期、3学期を迎えるということで、時期的にこの請願を採択していく意味というか必要性を感じないのです。流れとしてはもう任意となっていくわけですからそのように感じるのですが、いかがでしょうか。

(教育長) 山中委員からもお話しいただきましたように、今後、任意としていく方向が決まっているということ、それから様々な検討をまだこれから行っていくということで、なかなか結論を出すのは難しいという状況の中で、採択するということは現実的ではないと思いますので不採択ということだと思うのですが、どうでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは本請願につきましては不採択といたします。

次に、議案第2044号「鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは私からは、議案第 2044 号「鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正」につきまして、説明申し上げます。議案書 1 ページを御覧ください。

現在、本市におきましては学校給食費の公会計化に向けた取組を進めているところでございますが、公会計化により、保護者約 17,000 人へ納入通知書等を送付することになります。そのため、学校給食費徴収管理システムを用いて納入通知書等を作成する必要がありますことから、電子公印を新たに追加登録する必要があり、鈴鹿市教育委員会公印規則を改正するものです。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2044 号「鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2044 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2045 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは私からは、議案第 2045 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正」につきまして、説明申し上げます。6 ページを御覧ください。

令和 4 年 9 月からの学校給食費等の公会計化により、学校給食費等の徴収事務と給食用食材の調達事務を市が行うこととなりますことから、関連する専決事項の規定整備を行うものでございます。新たに教育総務課長の専決事項として追加しようとする事項は、「給食用食材の調達」、「学校給食費等の額の決定」、「学校給食費等の減免の決定」、「学校給食費等の徴収」、「学校給食費等の督促状の発送」、「学校給食費等の納付催告」の 6 項目でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 表が「旧」から「新」に変わって 21 番、22 番、23 番と以下 26 番まで追

加されているということですが、その決裁者権限のところで、まず 20 番については教育次長で、21 番以降が課長という形で、今回、新たに課長のところが追加されたということで、個人的にはもう教育次長のところも課長さんでいいのかなという気がしたのですが、何か権限の違いがあったら教えてください。

(参事兼教育総務課長) 実施日数の決定につきましては、教育次長という決裁の区分にさせていただいておりますが、今回の改正ではあえて修正をさせていただいてないのは事実でございます。全体に係る要素で各所管、所属長で判断をすべき事項という整理をする中で、給食の実施日数につきましては事務局内の中でも実施日数の検討もしっかりしながら決定しておりますので、そういった意味で教育次長決裁とさせていただいております。食材の調達とか額の決定につきましては、規則上、決まっていることとか契約規則上にのっとって事務が進められておりますので、そういった意味で課長決裁で専決事項を整理させていただいております。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第 2045 号「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないということで、議案第 2045 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2046 号「工事請負契約の締結について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた天名地区公共施設一体整備外構工事について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼地域協働課長) それでは議案第 2046 号「工事請負契約の締結について」を説明申し上げます。8 ページを御覧ください。

工事名は「天名地区公共施設一体整備外構工事」でございます。6 月の教育委員会で天名地区公共施設建築工事について御説明差し上げたところですが、今回の議案につきましては、その施設の外構工事に係るものでございます。契約金額は 1 億 3,963 万 4,000 円。契約業者は三舞建設株式会社で工期は令和 5 年 9 月 30 日までになっております。契約金額は消防部分も含み地区市民センター、公民館、子育て支援センターの複合施設と一体の外構工事に対するものでございます。既に入札を行いまして仮契約となっておりますが、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事となりますことから議案として提出させていただくものでございます。

9 ページ以降に位置図, 配置図が記載されております。10 ページの配置図を御覧ください。斜線部分が工事対象箇所でございます。側溝等排水設備, フェンス, 舗装などを行ってまいります。消防施設が先行して供用開始となることから外構工事についても消防部分が先行する予定となっております。

(教育長) ただ今の議案に御質問, 御意見がございましたら, お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは, 御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2046 号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので, 議案第 2046 号を原案のとおり承認いたします。

続きまして, 報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 4 年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について」をお願いいたします。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) それでは, 私からは報告事項の 1 番目「令和 4 年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式」につきまして御説明申し上げます。1 ページを御覧ください。

公立幼稚園の修了証書授与式期日につきましては, 令和 5 年 3 月 23 日 (木) 午前 10 時。会場は各幼稚園となっております。小学校の卒業証書授与式期日は令和 5 年 3 月 17 日 (金) 午前 10 時。会場は各小学校となっております。中学校の卒業証書授与式期日は令和 5 年 3 月 7 日 (火) 午前 10 時。会場は各中学校となっております。なお, 開式時刻につきましては, 一部の幼稚園, 小中学校で変更となる場合がございます。教育委員の皆様の御参列につきましては, 日程が近づきましたらお知らせをさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問, 御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それでは, 御意見もないようですので報告事項 2 番目の「令和 5 年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式について」をお願いいたします。

(教育指導課副参事兼指導グループリーダー) それでは報告事項の 2 番目「令和 5 年度鈴鹿市立幼稚園の入園式及び鈴鹿市立小中学校の入学式」につきまして御説明申し上げます。2 ページを御覧ください。

幼稚園の入園式の期日につきましては, 令和 5 年 4 月 10 日 (月) 午前 10 時。会場は各幼稚園となっております。小学校の入学式の期日は, 令和 5 年 4 月 7 日 (金) 午前 10 時 30 分。会場は各小学校となっております。中学校の入学式の期日は, 令和 5

年4月7日（金）午後1時30分。会場は各中学校となっております。なお、開式時刻につきましては、一部の幼稚園、小中学校で変更となる場合もございます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

（教育長）よろしいでしょうか。それでは次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いいたします。

（参事兼教育総務課長）それでは新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告申し上げます。報告資料3ページ、4ページを御覧ください。

「1 市内の発生状況について」につきましては、4月から7月末現在で市内発生数8,025例、延べ15,835例となっております。

「2 市立小中学校の発生状況」でございますが、8月5日までの数字としまして児童生徒は30小学校で1,144名、10の中学校で359名、教職員につきましては25の小学校で51名、10の中学校で26名となっております。

「3 市立小・中学校の臨時休業について」でございますが、前回の定例会以降、8月8日現在で実施された内容につきまして、椿小学校の学年閉鎖が7月15日、旭が丘小学校で学級閉鎖が7月19日、その後、7月20日まで延長となっております。

「4 その他」でございますが、各国県からの情報共有があった通知を挙げさせていただいております。1点目が「患者急増を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策業務の重点化について」ということで、主な内容は記載のとおりでございます。2点目が「夏季休業における新型コロナウイルス感染症対策について」、同じく内容は記載のとおりでございます。4ページを御覧ください。続きまして「感染防止行動徹底アラート」の周知について」ということで、こちらにつきましても記載のとおり周知がされております。最後に4点目が「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」ということで、「主な内容」のとおり通知がございました。全て教育委員会、各小中学校で情報共有をさせていただいております。

（教育長）椿小学校の学年閉鎖というのは単学級ということですから学級閉鎖と一緒にということでございます。

ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、伺いしたいと思います。

（笠井委員）4番の「その他 主な内容」の「陽性者に対する健康観察について」、「濃厚接触者の特定について」、この濃厚接触者の特定は、もう今は小中学校では行わない方向になっているということで認識は正しいでしょうか。

（学校教育課副参事兼教職員グループリーダー）おっしゃるとおり保健所からはそのような報告をいただいております。ただし、保護者から報告をいただいた点につきましては把握をしております。

(笠井委員) 学校の中で生活する上で濃厚接触者に該当することは、恐らく追跡調査がなくなるのではないが、御家族が感染されて御本人、生徒が濃厚接触者になって欠席ということもあり得るという認識でよろしいですね。

あともう一点だけ確認させていただいてよろしいですか。今はだいぶ全国的にも爆発的に感染者が増えていますので、濃厚接触者のいわゆる隔離期間といいますか、その期間が7日から5日変わってきていて、かつ、私自身、医療業務をしておりますので、病院業務をやっている者は業務が休めない場合は、濃厚接触者と該当した翌日から毎日検査を受けて、陰性なら別に翌日からでも出勤はしていい。それは恐らく医療関係者に限定されるかと思うのですが、それ以外の職員とかに関しても2日目、3日目、両方マイナスであれば3日目から解除扱いになるというのは、これは学校の先生はじめ生徒も同じような認識で9月以降回っていくということではよろしいでしょうか。

(学校教育課副参事兼教職員グループリーダー) 2日目、3日目につきましては、おっしゃるとおりだと思います。一方で保健所との連携をとりまして、鈴鹿保健所からはなるべく5日間待機していただくように推奨させていただいていると保護者様にお願いさせていただいているところです。

(下古谷委員) 笠井委員が、今、質問された中で濃厚接触者となった場合には休む子もいれば学校に出てくる子もいるということでしょうか。

(学校教育課副参事兼教職員グループリーダー) 多くの保護者の方が5日間を守っていただいていると把握しております。

(下古谷委員) ということは、逆にいうと、保護者の方が罹られて子どもが濃厚接触者になったときに出てくる子もゼロではないということですか。

(学校教育課副参事兼教職員グループリーダー) 登校するという報告はいただいております。

(笠井委員) 補足で一点だけいいでしょうか。濃厚接触者とか感染者の自宅待機期間というのはどの市町村でも均一だと思うのですが、濃厚接触者の期間というのが市によってちょっと違う気もしまして、ちょっと前まで7日間、5日間というのはそうなのですが、今は小学校、中学校の御報告いただいているのですが、未就学児の児童が陽性になって、その保護者に関しては基本的には完全に接触から離れることは、恐らくは密着して看護をするので、できないという認識で、私の知る中では三重県では松阪市は、例えば、未就学児のお子さんが陽性になりました、10日間自宅隔離になります、10日目が過ぎたらお子さんは学校に行けるけれども、その最終日にも保護者と接触しているので、お子さんが幼稚園、保育園に行き始めてからも、その後5日若しくはちょっと前であれば1週間、家の方の濃厚接触者の状況が続くので、出勤してはいけま

せんというのが厳しめのところで、鈴鹿市は恐らくそこまで厳しくなかったと思うのです。きちっと感染防備をすれば最終接触日がその感染防備を始めた日になると思いますので、恐らく2日目、3日目に検査をして学校に出ていいかどうかとかそういうことに関しても、市町村によって保健所の意見が恐らく分かれてくるのかなという印象を持ちましたので意見させていただきました。

(松嶋委員) 実は私も先々週、濃厚接触者に認定されて自宅待機を1週間していたわけなのですが、ここ最近、感染者が増えているというところと、もう一つはウィズコロナという社会の認知が進む中で、国の方向性も、若干、感染者指定、濃厚接触者の特定というところが、少し緩くなってきているというのは事実だと思いますが、今、笠井委員もおっしゃられたように各市町村によって、若干、保健所によって対応が違うというところがあります。私の会社は四日市でして、従業員の濃厚接触者の報告が最近よくあるのですが、保健所の対応はやはり鈴鹿市と若干異なっているというのは事実なのです。そういった中でこれからも恐らく変化が頻繁になされていくのかなと感じますので、学校の現場の方で混乱を来たさないような情報統制というか、そういったところだけ気をつけていただければなと思います。

(教育長) 御意見ありがとうございます。そのあたりのことを学校が始まるまでに連絡できるように調整をお願いしたいなと思います。

それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和4年9月教育委員会定例会及び懇談会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 9月定例会でございますが、令和4年9月27日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、教育総務課長が説明いたしました日時、場所において、会議を開催することにいたします。それでは、これをもちまして令和4年8月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

8月教育委員会定例会終了 午前9時30分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 下古谷 博司